

令和3年4月30日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 食事券ご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大を受けた沖縄県の「まん延防止等重点措置」の要請期間が延長された状況を踏まえて、今後のGo To イートの事業継続を沖縄県と協議した結果、令和3年5月6日（木）より下記の運用とさせていただきます。

下記事項について同意していただいた上で食事券をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

内容1 「まん延防止等重点措置」適用期間におけるGo To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、食事券の販売停止および沖縄県全市町村で夜8時以降の食事券*利用を控えていただくようお願いします。

時短要請期間（現在）：令和3年4月12日（月）～5月5日（水）

時短要請期間（延長）：令和3年5月6日（木）～5月11日（火）

*ただし、テイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）での利用は可能

*「まん延防止等重点措置」指定地域：那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町の10市5町（5町は5/1より対象地域）

内容2 5名以上の単位での飲食に食事券はご利用できません。（ご利用は最大4名まで）
ただし以下の場合には例外となります

※同居する1家族で利用する場合は、制限の対象外（親と子、祖父母と孫など）

※5名以上で利用する場合は、以下の条件付きで利用可能

（テーブル間隔を空ける・アクリル板で仕切る等、4人以下の単位となる席の配置が可能な場合に限る）

※高齢者・障害者の介助者、未就学児童は制限人数に含みません

内容3 2時間を超える飲食はお控えください。

内容4 Go To Eat キャンペーンおきなわのプレミアム食事券（紙・電子）の利用は、加盟飲食店が運営するテイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）を、引き続き推奨する。

※プレミアム食事券（紙・電子）は、令和3年6月30日（水）までご利用いただけます。

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>

<沖縄県>